

(本冊)

文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」

Web ページの製作

募集要領

独立行政法人日本芸術文化振興会

1. 事業概要

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」とする。）が運営する文化デジタルライブラリー（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>）では、インターネットを通じて、伝統芸能や舞台芸術に関するデジタル技術を活用した舞台芸術教材や、主催公演の公演記録情報、収蔵資料の画像等を公開している。

文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽 歌唱編」（<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/contents/learn/edc8/index.html>）のリニューアル版として、「日本の伝統音楽（仮）」を製作する。

日本の伝統音楽の歴史や各音楽の特徴など、鑑賞の基礎となる知識を中心に、中学生・高校生から大人までの初心者を中心に、中学生・高校生から大人までの初心者を中心に解説する。

振興会が所蔵する公演記録映像及び公演記録写真や、新規に撮影する解説用動画等、動画や画像を活用し、スマートフォンやタブレット端末（以下「スマートデバイス」とする。）、及びパソコン（以下「PC」とする。）での利用に対応した、見やすく分かりやすいWebコンテンツとする。Webコンテンツの一部（「概説 日本の伝統音楽とは」）については、英語版も作成する。

2. 業務概要

(1) 業務内容

文化デジタルライブラリーの新規舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」のWebページを製作する。一部については、英語版も製作する。なお、企画・構成・原稿・動画は振興会が提供する。

(2) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

振興会による検収期間が必要なため、令和7年3月14日（金）迄に納入すること。

(3) 業務の詳細

別冊1「仕様書」のとおり

(4) 留意事項

- ① 本調達による成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、すべて振興会に帰属するものとする。
- ② 作業は、振興会の指示に従うものとし、必要に応じて適宜打ち合わせ等により、作業内容の確認と調整を行うものとする。
- ③ 受注者は、製作物の納入後1年間、契約不適合に対する無償修補の体制を用意するものとする。
- ④ 受注者は、本件業務遂行において、振興会と日本語により円滑かつ適切なコミュニケーションが図れる体制を用意するものとする。

3. 参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。代理人においても同様とする。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同規定第16条中の「特別の理由がある場合」に該当するものとする。

- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和6年度の「物品の製造」又は「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。

4. 支払条件

業務完了後、日本国通貨により一括して支払う。

5. 審査のための提出書類

(1) 参加を希望する者は、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- ① 参加資格確認申請書【様式1】
- ② 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- ③ 会社概要等（任意様式、会社パンフレット等で代用可）
- ④ 企画提案書【様式2～3及び任意様式】
- ⑤ 見積書（任意様式）
- ⑥ 誓約書【様式4】
- ⑦ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定及びプラチナえるぼし認定）等に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- ⑧ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- ⑨ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書の写し（取得している場合のみ）
- ⑩ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届の写し（策定義務のない事業者で、策定している場合のみ）

(2) 提出期限、場所及び方法等

- ① 提出期限 令和6年7月16日（火）午後5時
※受付は土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。
- ② 提出場所 〒102-8656

東京都千代田区隼町4番1号
 独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部契約課契約係
 山口
 電話 050-1754-3642

- ③ 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。なお、電送によるものは受け付けない。
- ④ 提出部数 上記（1）③は2部、④、⑤は正本1部と副本7部、その他は各1部とする。副本には、提出者を特定することができる内容（具体的な企業名、社章等、統括責任者名、業務担当者名等）を記載してはならない。また、会社名を特定できるような表現やロゴ等の文字を刷り込まないこと。散逸等の防止のため、紙ファイル等を利用し1部ずつ綴じること。

6. 企画提案書の作成及び見積書における記載上の留意事項

(1) 企画提案書及び見積書作成上の基本事項

- ・企画提案書の様式は別冊2「企画提案書様式」に示す。
- ・文字サイズは原則として10ポイント以上とする。
- ・原則としてA4判縦もしくはA3判横、片面印刷で作成すること。
- ・説明のために資料を添付することができる。
- ・様式があるものについても、適宜、頁数を追加して記載することができる。
- ・様式1、様式4及び見積書の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載すること。氏名及び連絡先の記載がない場合は、押印の省略ができないため、注意すること。

(2) 企画提案書及び見積書の内容に関する留意事項

記載事項	様式	留意事項
1. 類似業務の実績	様式2	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内のWebページ製作に関する実績について、5件を上限として記載する。現在閲覧が可能なWebページについては、そのURLや閲覧方法を記載すること。それ以外のものは、添付資料として、具体的な実績内容がわかる書類（Web画面コピー等）を提出すること。 ・伝統芸能の教育・普及を目的とするWebページ製作の実績の有無は問わない。ただし、類似業務の実績が多岐にわたる場合は、日本の伝統芸能の教育・普及や、日本文化の紹介に関するものを優先して記載すること。 ・予算規模（契約金額）は公表可能なものであれば記載すること。
2. 業務の実施体制	様式3	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者及び業務担当者等の氏名、役割、実績等を記載し、全体の実施体制について図示するこ

		と。
3. 製作スケジュール	任意様式	・工程ごとの着手時期、期間等を、動作確認期間及び履行期限を考慮して図示すること。
4. Web ページの製作方法等の提案	任意様式	・別冊1「仕様書」の記載内容に基づき、下記の項目について、本業務の趣旨に照らして、どのようなWeb ページを製作するか、画面イメージや絵コンテ等を用いて具体的な提案を記載すること。 なお、記載の方法は任意とする。 ①トップページのデザイン案 スマートフォン及びPCでのトップページのデザイン・表示画面案を提示すること。また、それぞれのアピールポイントを提示すること。 ②操作性 スマートデバイス及びPCでの各操作性について、ユーザビリティを考慮し、提示すること。
5. 見積書	任意様式	・別冊1「仕様書」の記載内容に基づいて詳細な見積書を作成すること。 ・項目ごとに所要経費を記し、合計金額（税込）を明示すること（明細は、単価×数量の形で記入の上、積算内容を明らかにし、「一式」等の不明確な表記は避けること）。 ・ <u>見積金額が7,500,000円（消費税等含む。）を超える場合は特定しない。</u> ・ <u>社名、代表者名を明記して押印すること。押印を省略する場合は、上記（1）に従い、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。</u>

7. 企画提案書を特定するための審査方法

審査方法の詳細は別紙1「「文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Web ページの製作」企画提案書審査及び特定方法」による。

8. 企画提案書を特定するための審査基準

配点の詳細は別紙2「「文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Web ページの製作」企画提案書評価基準表」による。なお、見積金額が7,500,000円（消費税等込）を超える場合は特定しない。

9. 企画提案書の特定

- (1) 企画提案書の提出者（以下「企画提案者」とする。）が上記3. に掲げる資格を満たしているかの確認を、上記5. (2) ①の提出期限の日を基準日として行う。
- (2) 上記3. に掲げる資格を満たしている企画提案者の企画提案書の中から、上記8. に掲げる基準に基づき、企画提案書を特定する。

(3) 上記(2)の特定の結果は、遅滞なく書面により通知する。

10. 特定後の手続き

振興会は、上記9.により特定された者と契約条件を調整の上契約を締結する。契約に当たっては特定された企画提案書のすべてを採用するものではない。

11. 非特定理由に対する質問書について

(1) 企画提案書を特定されなかった者は、文書によりその理由について説明を求めることができる。

(2) 提出期限、場所及び方法

① 提出期限 上記9.(3)の通知した日の翌日から起算して7営業日以内
※受付は土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。

② 提出場所 上記5.(2)②に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。なお、電送によるものは受け付けない。

(3) 上記(1)の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 上記(2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

12. 本件手続きに対する質問について

(1) 本件手続きに対する質問がある場合は、文書により提出すること。

(2) 提出期限、場所及び方法

① 提出期限 令和6年7月9日(火)午後5時

② 提出場所 上記5.(2)②に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送、FAX(着信を確認すること。)のいずれの方法でも可能とする。

FAX 03-3265-8772

※持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び7月1日を除く午前10時から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

13. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

(3) 契約保証金 免除。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 企画提案書の無効等

① 虚偽の内容が記載されている企画提案書は無効とする。

② 企画提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は失格となることがある。

ア) 上記6.に示された事項に適合しないもの。

- イ) 本要領に定める提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
 - ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ) 記載すべき事項以外の内容（企画提案者の名称を含む。）が記載されているもの。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 有。
 - (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(2)②に同じ。
 - (8) 企画提案書は、返却しない。
 - (9) 企画提案書は、本手続以外に企画提案者に無断で使用しない。ただし、企画提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するために必要がある場合は、公表することがある。
 - (10) 企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - (11) 企画提案書の提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載された担当予定者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由があると認めた場合を除き当該予定者を配置できない場合は、企画提案書の特定についてはこれを取り消す。
 - (12) 企画提案書の作成のために振興会より受領した資料は、振興会の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
 - (13) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。
(参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

以上

「文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Web ページの製作」

企画提案書審査及び特定方法

I. 企画提案書の特定方法

- ①提出された提案書について、独立行政法人日本芸術文化振興会内に設置する企画提案書選考委員会において書類審査を行い、下記Ⅱの得点が最も高いものを最終的な企画提案書として特定する。
- ②必要に応じ、審査期間中に企画提案書の詳細に関して追加資料の提出や説明を求めることがある。
- ③下記Ⅱの1及び2に定める項目のうち一部の評価が著しく低い場合等、別途検討の必要があると認められる場合は、再度必要な審査を行う。

Ⅱ. 評価方法

- ① 企画提案書選考委員会の委員ごとに、下記1～3の各項目について、下記に定める評価基準に基づき書類審査を行い、採点する。また、企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有する場合は、下記4のワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価に基づき、下記1～3の評点に加算する。配点は、別紙2「「文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Web ページの製作」企画提案書評価基準表」のとおりとする。
- ② 評価は絶対評価とし、各委員の評価及び上記①による加算点の合計により、得点の最も高い企画提案書を特定する。同点の場合は議長裁定とする。

[評価基準]

大変優れている／優れている／普通／やや劣っている／劣っている

1. 実績等に関する評価（20点満点）

- ① 類似業務の実績（10点）
- ② 業務の実施体制（5点）
- ③ 製作スケジュール（5点）

2. 提案内容に関する評価（75点満点）

- ① トップページ（スマートフォン版・PC版）のデザイン案（15点）
- ② スマートデバイス及びPCでの操作性（15点）
- ③ 提案内容の創意工夫（15点）
- ④ 学習教材としての適格性（15点）
- ⑤ 提案内容の実現性（15点）

3. 見積書に関する評価（5点満点）

① 製作予算の積算内訳（5点）

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価（5点満点）

企画提案者がワーク・ライフ・バランス等の推進に係る保有認定書等を有し、以下の各認定書類又は策定届の写しの提出がある場合は、各委員の評点に加点する。

ただし、複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点する。（以下の認定等を有しない場合、本項目は0点となる）。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝5点
- ・行動計画策定済＝1点

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）＝2点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

- ・トライくるみん認定＝3点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

- ・くるみん認定（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準）＝3点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、くるみん認定（平成29年3月31日までの基準）を除く。）

- ・くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準）＝3点

※次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

- ・プラチナくるみん認定＝5点

※次世代法第15条の2の規定に基づく認定

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定） 4点

「文化デジタルライブラリー舞台芸術教材「日本の伝統音楽（仮）」Webページの製作」企画提案書評価基準表

選考委員名： _____

評価項目		配点					点数記入欄	
		10	8	6	4	2		
1. 実績等に関する評価	20点満点	1 ① 類似業務の実績	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		2 ② 業務の実施体制	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		3 ③ 製作スケジュール	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
2. 提案内容に関する評価	75点満点	4 ① トップページ（スマートフォン版・PC版）のデザイン案	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		5 ② スマートデバイス及びPCでの操作性	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		6 ③ 提案内容の創意工夫	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		7 ④ 学習教材としての適格性	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
		8 ⑤ 提案内容の実現性	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
3. 見積書に関する評価	5点満点	9 ① 製作予算の積算内訳	大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている	
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る評価	5点満点	① 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定等）	プラチナえるぼし認定	認定段階3	認定段階2	認定段階1	行動計画	
		② 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定等）	プラチナくるみん認定	くるみん（令和4年4月1日以降の基準）	くるみん（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準）	トライくるみん	くるみん（平成29年3月31日までの基準）	
		③ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）		4 認定あり				
合計								